

令和5年度 町 県 民 税 の申告と確定申告についてのご案内

牟岐町役場
税務会計課

★町県民税の申告について

令和5年中の収入・必要経費及び所得控除について申告してください。(令和4年1月1日～令和4年12月31日)
税務署に確定申告をされる人、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が当町へ提出されている人、所得が公的年金等に係る所得のみで支払者から公的年金等支払報告書が当町へ提出されている人は、原則、申告不要です。ただし、各種所得控除(医療費控除、雑損控除等)を追加する人や年の途中で退職し、年末調整のできていない人は申告してください。

★国民健康保険税の申告について

国民健康保険に加入されている世帯については、町県民税で申告不要となる人を除き、所得の有無によらず、必ず申告してください。申告がない場合、国民健康保険税の軽減審査の対象外となります。

『不利益にならぬように必ず自主申告をしましょう』

なお、町県民税並びに所得税の確定申告は3月15日が期限ですが、次のとおり納税相談会場を設けますので、ご利用下さい。

※納税相談日程 2月28日～3月2日は役場での受付は行っていません。

令和5年	日	時間	会場	担当
2月	16日	9:00～17:00	役場1階 応接室	灘、古牟岐、東の東
	17日	9:00～17:00	//	東の中、同倫
	20日	9:00～17:00	//	東の西、川長、天神前
	21日	9:00～17:00	//	関、清水、杉王
	22日	9:00～17:00	//	山田、大谷
	24日	9:00～17:00	//	本町、中の島、上の町
	27日	9:00～17:00	//	西浦、内妻
	28日	9:30～16:00	小松コミュニティセンター	辺川、喜来、橘、赤水
3月	1日	9:30～16:00	平野コミュニティセンター	西又、笹見、平野、川又
	2日	9:00～12:00	出羽島漁村センター	出羽島
	3日	9:00～19:00	役場1階 応接室	予備日
	6日	9:00～19:00	//	予備日

役場の相談会場は1階です。指定された日にご利用ください。

納税相談会場へ来場される方へのお願い

感染リスク軽減のため、以下の対策を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- ①来場の際には、マスクの着用をお願いします。
- ②相談会場へ入場の際に検温の実施にご協力をお願いします。(※37.5度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。)
- ③混雑緩和のため、ご自身がお住まいの地区の相談受付日にお越しください。
- ④ご来場の際は、密を避けるため、できる限りお一人でお越しください。
- ⑤密を避けるため、相談会場への入場者を制限する場合がありますのでご了承ください。

来場の際は、次の書類等をお持ちください。

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ②マイナンバー確認書類及び本人確認書類

*** 阿南税務署よりお知らせ ***

◆申告相談日程

会場	日	時
阿南税務署 3階大会議室 (所在地：阿南市富岡町滝の下4-4)	令和5年 2月16日(木)～3月15日(水)	[受付時間] 8:30～16:00 (土日、祝日を除く)※相談開始は9時からとなります。

- ①確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。
 - ②駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。
 - ③ご来場の際は、密を避けるため、できる限りお一人でお越しください。
- *申告書はできるだけ自分で作成していただき、お早めに提出してください。

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のため以下の取組を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎入場整理券が必要です

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付方法には、2通りあります。

- ① オンラインで 事前発行 (来場を希望される日の2営業日前までに発行してください。)



LINE アプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

- ② 確定申告会場で 当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。配付状況は国税庁HPから確認できます。

◎感染症対策のお願い

来場の際は、マスクを着用していただき、入場の際の検温の実施にご協力をお願いいたします。37.5度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

- 来場の際は、次の書類を必ずお持ちください。

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード等の本人確認書類

マイナンバーの記載は、申告書を提出する際、毎回必要になります。



社会保障・税番号(マイナンバー制度)について

税務署へ申告書などを提出する際は、「毎回」

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。



- ※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- ※ 本人確認書類については、原本を添付することのないようご注意ください。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は
番号確認と身元確認が1枚でできます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類
●通知カード※1
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
●運転免許証 ●パスポート
●公的医療保険の被保険者証※2
などのうちいずれか1つ

- ※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限ります。引き続き番号確認書類として利用できます。
- ※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マシキなどで塗り潰すこと)をお願いします。

牟岐町役場税務会計課 ☎72-3410 ・ 阿南税務署 ☎(0884) 22-0414

※阿南税務署は自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

裏面もご覧ください。

確定申告・納税の期限

◎令和4年分の確定申告・納税の期限は、
 所得税及び復興特別所得税 …令和5年3月15日(水)
 個人事業者の消費税及び地方消費税…令和5年3月31日(金)
 贈与税 …令和5年3月15日(水)
 となっています。ぜひご自宅からe-Taxをご活用ください。

確定申告書の作成は
 コチラ！



確定申告



スマホやパソコンでご自宅から申告を！

確定申告は便利なe-Taxで！

e-Tax を
 利用すると…

申告と納税は期限内

所得税及び復興特別所得税
 贈与税 3月15日(水)

消費税及び地方消費税 3月31日(金)

e-Taxのご利用に当たっては
 事前に準備が必要です



さあ！ネットで申告



- ① 自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告
 税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。
 また、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲も広がっています。
- ② 24時間いつでも利用可能
 メンテナンス時間を除き、いつでも利用可能です。
- ③ 還付がスピーディー
 e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
 ※ 自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。
- ④ 添付書類を提出省略
 生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

- 1 マイナンバーカード(電子証明書)の取得
 住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。
 マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問合せください。
- 2 ICカードリーダーライター又はスマートフォンの用意
 マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公共認証サービスポータルサイト」でご確認の上、用意してください。
 スマートフォン(マイナンバーカードの読み取りに対応)の場合は、こちらから対応機種をご確認ください。  対応機種はこちら！⇒

【マイナンバーカードをお持ちでない方も！】
 ID・パスワード方式でe-Tax申告ができます！
 用意するもの ①ID(利用者識別番号) ②パスワード(暗証番号)
 ※ 発行を希望される方は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
 ※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

詳しくは国税庁ホームページへ  国税庁 で  検索

表面もご覧ください。

確定申告などに関するお問い合わせについて

お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。
 間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いします。

操作方法など作成コーナーに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
 ☎ 0570-01-5901 受付時間：令和5年1月10日～3月15日まで
 ※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～20:00
 2月19日、26日、3月5日及び12日 9:00～20:00
 受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金)。



◎所得税の確定申告のご相談は、
 チャットボットをご利用ください！



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールにご注意ください！

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

申告・納税の期限及び振替納税について

申告と納税は期限内に！

令和4年分の確定申告・納期限		納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】	
所得税及び復興特別所得税・贈与税	3月15日(水)	所得税及び復興特別所得税	4月24日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日(金)	消費税及び地方消費税(個人事業者)	4月27日(木)

<https://www.nta.go.jp> 国税庁 で検索
 詳しくは、国税庁ホームページへ

※ 振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。
 納税のために金融機関又は税務署に向向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続きを済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。
 なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

振替納税  **こんな方におススメ!**
 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方  さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 | 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 | 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
 ※ e-Taxによる提出が可能です。



※ e-Tax を利用すれば、自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができますので、ぜひご利用ください。

ダイレクト納付  **こんな方におススメ!**
 e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方  さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 | パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 | e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

